

業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 水道局収納金集金業務
- 2 特定業者名 株式会社 北海道銀行
- 3 特定理由 下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

(1) 業者の特定

水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は水道局会計規程第 29 条の規定により、収納した日もしくは翌日までに収納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

過去には、収納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払い込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならないようになった。払い込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で収納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名の職員で運搬しなければならない。

また、水道局各庁舎で領収した収納金と収納原符の取りまとめ及び払い込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化が図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。

上記業者は、札幌市水道局と収納取扱金融機関として複数年の契約を結んでおり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読み取り処理及び収納データ作成まで一連の業務を行っている。

これらのことから、当局の仕様に沿って指定期日までに安全確実に払込業務を遂行できる唯一の業者である株式会社北海道銀行を特定する。

(2) 根拠規程

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

(3) 参 考

平成 29 年度上期業務実績

集金取扱回数	744 回	(前年度実績	738 回)
集金取扱袋数	3,659 袋	(前年度実績	3,585 袋)
集金取扱金額	176,605 千円	(前年度実績	165,119 千円)

入札（見積）結果調書

平成 30 年度

契約番号	第15-21-00019号		
件名	上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務		
入札(見積)年月日	平成30年 3月 9日	午前 10時 10分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	6,133,979 円	主管課	15 営業課
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	50000000710 (株)北海道銀行		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)北海道銀行							決定
		5,679,611					
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 : 上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務
- 2 特定業者 : 株式会社 北海道銀行
- 3 業務内容 : 各金融機関及び水道局で支払われた上下水道料金並びに口座振替により支払われた上下水道料金等のデータを読み取り、収納データの作成を行う業務である。
- 4 特定理由 : 金融機関等の窓口や口座振替で支払われた水道料金については、上下水道料金オンラインシステムへ収入日等を早期に反映させるため、当局の電算処理に沿って指定期日までに収納データの読み取り及びシステムへの取込が可能な収納データの作成を行う必要がある。このため、収納原符の取りまとめから収納データの読み取り、収納データ作成までの一連の業務を同一業者に一括委託することで、収入確認の最短化と、未収金に係る収納業務の効率化につながるものである。
上記業者は、当局の出納取扱金融機関であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等のすべての収納金及び収納原符の取りまとめを行っており、本業務を一括して履行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定する。
- 5 根拠規定 : 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」
に該当すると判断されるため。